

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

東梅康悦君の質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） おはようございます。創生会の東梅康悦です。議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、消防団員の費用弁償についてお尋ねいたします。

消防団員は高い責任感と使命感を持ち、町民の生命・財産を守るべく、日々の活動に当たられており、本業の仕事を持ちながら消防団活動をされていることに対しまして、敬意を表し、感謝いたします。

団員のサービスの規律においては、団員は団長の招集によって出動し、服務に従事しなければなりません。招集を受けない場合であっても、災害の発生を知ったときは、あらかじめの指定するところから従い、直ちに行動し、職務に従事しなければならないと、条例で定められております。

また、条例で定められている報酬では、団長を筆頭に、役職に応じて9段階の報酬金額が定められており、出動の手当てにつきましても、平成23年度までは、1回の出動が1,900円であったものが、平成24年の条例改正により水火災の場合は2,500円、警戒・訓練の場合は2,000円と増額となりました。災害によっては、夜通しでの活動や、数日間に及ぶことも考えられ、現状の出動手当はそぐわないと考えております。

消防団員の費用弁償について、活動の内容に応じた区分を新設した中で、対応すべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

続きまして、農業振興についてお尋ねいたします。

当町の農業は、狭隘な土地の中で、農業者みずから工夫を凝らしながら、日々の営農活動を行っております。営農の形態を見ても、主となるもの、副となるもの、農家それぞれであります。共通していることは、複数の作物を組み合わせる中で営農が行われていることです。一方では、経営主の高齢化、後継者の有無など、多くの生産者の

方々が将来に不安や課題を抱えながら、日々の農業を営んでおります。町としても、さまざまな制度や事業を用意し、当町の農業・農業者を支えておりますが、現在の状況をどのように認識し、今後取り組もうとされるのか伺います。

あわせて、現在仮設住宅の多くが農用地に建てられておりますが、来年の今頃には、仮設住宅の集約化に伴い、土地所有者に返還されます。その後の土地利用に、行政としてどのようにかかわるのか、また近隣で耕作が行われている場合の農業振興地域のあり方をどのように考えているのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、消防団員の費用弁償についてお答えをいたします。

大槌町消防団の皆様には、日ごろから地域防災のかなめとして、町民の生命、身体、財産をさまざまな災害から守るといふ崇高な使命感のもと、献身的に活動されていることに対しまして、感謝を申し上げているところであります。また、地域防災力の中核を担う役割として、要員動員力、即応対応力、地域密着性の最大の特性を有する消防団が、地域の安心・安全を確保するために果たす役割は、極めて大きいものであると考えるところであります。特に、消防団は地域に密着し、自分たちの町は自分たちで守るといふ共助の精神で、地域の高齢化が進む中、地域を守る消防団は頼りになる存在であります。

大槌町消防団の費用弁償につきましては、平成24年にそれまで一律1,900円であったものを、火災・風水害では2,500円、警戒・訓練及びその他では2,000円に見直しをしているところであります。

平成29年4月1日現在の岩手県内の各消防団と比較してみても、火災・風水害は平均金額を上回っておりますし、警戒・訓練及びその他はほぼ平均並みであり、年報酬についても階級によりばらつきはありますが、これについても平均並みの金額となっております。

この費用弁償については、大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の別表第3に、出動手当の金額が示されているところであります。その表の備考欄に、1回につきと記載されておりますが、これは1日ごとのことで、火災の消火活動が日をまたげば、2日分が支給されるという意味であります。

また、新区分の設定ということですが、火災・風水害・警戒・訓練以外は全てその他に入れておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、農業振興についてお答えをいたします。

農業就業人口の減少や高齢化は、全国的にも進行しており、大槌町においても、農業就業人口は東日本大震災前の平成22年には326名でしたが、平成27年には213名へと減少し、また65歳以上就業者は全体の6割を超えており、早急な後継者の確保、担い手の育成が求められているところであります。

そのような状況の中、新規就農者の確保・育成を図るため、農業技術の習得や経営が軌道に乗るまでの支援を行う国の人材投資資金事業の活用に向けたサポートや、種苗などの生産資材や設備整備等に係る町単独の補助事業の拡充などの支援を行い、東日本大震災以降、新たに若手の4名が就農しており、その中の1名が地域農業の担い手である認定農業者へとステップアップするなど、次代を担う人材の育成も徐々に進んでいるところであります。

また、ベテラン農業者には、よき農業者であり、よき指導者として長く御活躍いただくために、現場の声に耳を傾け、より安心して農業を営んでいただける環境づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

応急仮設住宅や仮設店舗の用地として貸し出しいただいている農用地につきましては、応急仮設住宅などの撤去後に元の状態に戻して、所有者にお返しすることが原則であります。一方で、今日までの間に応急仮設住宅の近隣において、災害公営住宅などの建設が進んできている状況もありますので、農地法や農業振興法といった関係法令を遵守するとともに、所有者の方の御意向を尊重し、農業振興を含めたまちづくりとの兼ね合いを十分に精査しながら、農業振興地域のあり方につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、消防団員の費用弁償の関連で質問をしたいと思います。

まず、町長の行政報告の冒頭に、自然災害を初めとする有事への備えを怠らず、災害に強いまちづくりに取り組むという強い決意がありました。これは、東日本大震災で甚大な被害を受けた大槌町にとって、とても大事なことであり、その町の町長の言葉は、強い使命感と責任感を町内外に発信したことになります。

私たち議会議員も共通の認識を持ちながら、議員の立場で、行政と歩調を合わせ、そ

の実現を目指さなければなりません。また、それを実現するためにも、提言すべきときは議論を行い、よりよい方向に導いていくことが必要と考えております。

今回の消防団員の費用弁償の議論も、災害に強い大槌町のまちづくりに必要な内容であると考えております。ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

消防団員は、町長、副町長、また我々議員と同じ特別職の地方公務員であります。しかしながら、報酬の面では、決して大きな金額ではありませんし、出動の手当につきましても、平成24年度の条例改正により増額はしたものの、決して大きな金額ではありません。その背景には、自分たちの町は自分たちで守るといふ郷土愛護の長きにわたる消防団の持つ強い精神・伝統に、我々が甘えていふのではないかという思ひを持っておひます。

私の今回のこの質問の考えは、現行の報酬及び出動手当については変へることなく、特別な大きな大きな災害や火災があつたとき、その出動手当について、応分の手当とすべきではないかという考えからきておひます。

5月8日に釜石市で、尾崎白浜で山林火災がありました。413ヘクタールもの焼失面積がありました。5月8日に発生したものが、5月15日に鎮圧、そしてまた5月22日に鎮火宣言があつたところであります。この消火作業には、消防本部職員延べ432名、釜石の消防団延べ778名を含む県内の消防の応援、そしてまた、警察、自衛隊等の応援もありました。私も同僚議員6人で、釜石と広域の釜石事務組合の議員として行つています。

この間の議会において、消防職員の当該山林火災の時間外手当の補正予算が計上されました。もちろん、職務に対する対価の支払いについては、私は何も賛成の立場で、賛成したところがございます。その内容を見たとき、97人の消防職員の方々が、36時間の激務の中で対応に当たつたと言われている。非番を含め、休んでいる職員の方々もそこに集中したと。それに伴う時間外手当が97人、36時間分、780万ほど計上されました。これを単純に割り算しますと、時間当たり1人2,200円になります。それはもちろんそれでいいと思ひます。ただ、2,500円の消防団員の活動手当と時間当たりの2,200円を比べた場合、どうしても同じ使命感、責任感、危険度の中で、これはやはり幾らかでもその差を縮めなければいけないのではないかなという、強い思ひがあります。

もちろんその議会には、町長、副町長出席しておひますので、内容は既に承知かと思ひますが、そのことを踏まえて今後の答弁にまず臨んでいただきたいと思ひます。

そこで、29年度の当町の予算において、消防団の経費を含む非常備消防費は2,936万9,000円計上されております。その中で、消防団員報酬が590万ほど、そしてまた出動手当が1,000万円ほど計上されております。この1,000万の出動手当は、2,000円の部分の延べ人数を掛けたものと、2,500円の部分の延べ人数を掛けたものの足し算が1,000万円の数字になると思うんですが、その内容につきまして、改めて確認したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えします。

今年度の出動手当の1,000万の内訳につきましては、予算に上げているその1,000万の中で、火災、風水害、あるいは訓練・警戒に対応した分で支給をしていくものであり、当初において火災が何件、風水害が何件というふうなことで決めてはおりません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

今、29年度の予算の内容を説明してもらいましたが、28年度の決算においては、1,200万を超える部分が支給されています。それは実績がもう既にあると思うので、1,200万円の中身もあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えします。

平成28年度につきましては、火災はゼロでございました。ただ、安渡で火災は1件ありましたが、これは消防団の活動はなくて、警戒のほうに入れております。風水害につきましては175回、警戒・訓練、ここは一緒ですが5,696回、その他は393回でございます。金額につきましては、風水害が43万円ほどです。警戒・訓練は、1,130万、その他は78万円、合わせて1,260万ほどです。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

その部門部門においての説明がありましたが、この消防団の人数、そしてまた消防団の部分で、我々大槌町も国から地方交付税があります。27年度の内容を見ますと、国が示す単価は団員1人が3万6,500円、そしてまた出動回数1回につき7,000円の交付税措置をされるというものがございました。実際、大槌町ではこの消防団に係る地方交付税は幾らなのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 28年度分の算定でお答えいたします。

団員報酬では、これはあくまでも需要額でございますが、455万円でございます。手当が500万2,000円でございます。ですので、先ほど28年度決算で申しますと、団員報酬では約70万円ほど、結局単独費が出ていると。それから手当につきましては、こちらも700万ほど、報酬は70万、手当は700万ほど単独費が出ております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

実際は、交付税の金額だけではとてもとても賄い切れないと。ですので、町単のお金が出ているという財政課長の説明はわかりました。

でもですね、私は先ほども言いましたが、2,200円の時間当たりの時間外手当、そしてやはり一日働いても、活動しても2,500円というのは、やはりこれはですね、ちょっと差が開き過ぎているんじゃないかなと思っています。

危険な業務をしてもらおうと。そしてまた、その中で、本当にこの2,500円で、2,000円でいいのかということ、まず強く訴えたいのでありますが、消防団員がまず活動するには、消防団員が所属する企業等の理解が不可欠ではないのかなと思っています。確かにその勤め先の経営者が消防団活動に理解が深い方であれば、活動のため会社を欠勤した場合、それを例えば会社の給料の中から払っている場合もあると思います。もしかしたら、活動するがために休んだものが、そのまま次の給料の会計日にはマイナスの状態、要するにその分少なく給料をいただいている方もいるのではないかなと思うんです。ですので、勤め先の経営者の方々の消防団に関する理解、まずしてもらおうということも、これは大事な町の果たす役割なんじゃないかなと思うんですが、団員が所属する企業、協力事業所ということで、当町の予算においても10万円が計上されています。その金額はともかくとして、所属する企業の期待、考え、これをどういうふうにもまず町として捉えているのかなっていうところを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 消防課長。

○消防課長（深野智欣君） お答えします。

確かに現在の就労形態、サラリーマンが多くなってございます。どうしても事業所に協力をお願いするというのは重々承知しております。そこで、ついこの間ですけども、消防団長とうちの担当係長が各事業所に協力についてお願いに回っておるところござ

います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 団長も消防職員の方々も、まずその協力を求めるという行動を起こしているということは評価したいと思います。今後ますますですね、そういう活動をしていただきたいと思います。

幾らこのやりとりをしても、私の願いは2,500円の部分をもう少し足しませんかという提案でございます。

消防団の最高責任者は、平野町長であります。

大きな震災で多くの犠牲者を出しました。そしてまた、その中には、多くの消防団員も殉職されました。本当に頭が下がる思いであります。

他の自治体と、例えばその報酬の面でも、あるいは出動手当の面でも、足並みをそろえることもこれは大事ではあると思いますが、やはりこのような、大きな大きな災害をこうむった町から、やはりその消防団の手当というところを増額した中で、発信していくのも、やっぱり我々大槌町の役目なんじゃないかなと考えております。

何も私は、全ての活動に増額しろと言っているのではありません。先ほど紹介しました山火事のように、数日間もその活動をしなければいけない場合、本当に起こっては困るような災害に対応した手当のですね、増額部分をぜひ考えていきませんか、町長。最高責任者である町長の、今回のこの私の質問の内容を聞いたところで、私は町長から前向きな答弁をいただければ本当に助かりますが、ぜひ町長の思い、これをお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

消防団員の方々が、やはりみずから命もなげうった形で、先の大災害の際には多くの犠牲者を出したということも事実でございますし、また、そういうことを考えますと、一律的なものではなくて、ケース分けも含めてですね、実は質問内容として私自身が感じたのは、分類という部分が、その部分ではやはりハードなっていうか、すごく大変な状況の中でのという部分の位置づけもあるやに、私は今のお話を聞きましたので、特別な場合とかさまざまなことを考えて、他市町村で一律的なものではなくて、大槌町として制度から考えるかという部分につきましては、これからですね、検討すると、しっかりと検討してまいりたいと思いますので、これは持ち帰りながらですね、全体の費用弁

償につきましても、さまざまに経過が、審議会がございますから、そこにかける形で考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 我々議会の同僚議員の中にも、消防団で本当に活動されている方がおります。私はその方々に、今回頼まれたわけではございません。本当に、この間の一部事務組合の補正予算の中から、やはりこれは消防団の手当、これは改善しなければいけないということを強く思ったから、こういう質問をさせていただきました。

特別な場合の手当の増額ということに関しましては、議会も誰も反対しませんし、町民の方々も反対する方はいないと思うんです。ですので、財政との兼ね合いもあると思えますが、ぜひそこら辺はですね、しっかりとしたものを検討していただきたいと重ねてお願いをいたします。

以上で、消防団員の費用については終わりたいと思えます。

続きまして、農業の関係で再質問をさせていただきますが、私の質問の仕方が大まかな質問の内容でありましたので、答弁の内容も大まかなような感じで受けとめております。再質問では、ちょっと細かいところを含めた中でお聞きしたいと思えますので、担当課の方々、本当によろしくお願ひします。

まず答弁では、震災後若手4名が就農、うち1名が認定農業者へとステップアップ、次代を担う人材が育ちつつあり、大変喜ばしいことと思っております。引き続き若手の発掘に努めていただきたいと思っております。一方では、会社を退職し、例えばその就農された方々もいるんですね。この方々も、十分担い手になり得ます。ですので、そういう方々もターゲットにすることも必要なんじゃないかなと思えます。

若い世代には青年給付金という制度があり、150万円を最長5年間支給するという制度がありますが、50代、60代の中壮年ですか、そういう方々にはそういうようなものがないというのが現実なんじゃないかなと思っております。私は中壮年ですか、そういう方々にターゲットを当てた施策もですね、これは必要だと思うんです。

ただ、国・県がそういうことがないのであれば、何も150万じゃなくてもいい、あるいは5年間でなくてもいい。少額な中で、例えば町がそういうものをつくって、中壮年に向けた給付みたいなものをですね、考える必要がある。それがやはり地域農業の担い手、50代、60代と言ってまだまだ若いですし、十分なり得ると思えます。そういう中壮年向けですね、そういう青年給付事業に類似するようなものも、ぜひ考えていかな



ければいけないのではないかなと思っておりますが、担当課の見解はいかがなものでしょうか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

先ほど東梅議員のほうからお話がありました農業次世代人材投資事業に関しましては、旧来でいきますと青年就農給付金であります、45歳未満というところであります。

今、御質問ありましたとおり、第2の人生を歩む、あるいは一般社会から離脱してまず自然に触れた生き方をする等々で、やはりその中高年等の、中壮年の方の就農というところも、ターゲットとしては、課としては考えていかなければならないというふうには考えております。

ただ一方では、今お話ありましたとおり、国・県に関しましては、どちらかというところ若い力を農業あるいは漁業のほうに投じていくというふうな施策が主であります。

町といたしましても、今後、例えば復興事業終了に伴います新たな事業展開等の展開も視野に入れながら、そういったニーズに合わせた形の就農に向けた育成制度というのを、これからも引き続き考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずこの間の新聞に、ことしの米の作況指数が載っておりました。大槌町を含む岩手の東部は、作況指数97とありましたが、実際収穫してみても97っていうのは本当なんだろうかという肌感覚で見えております。多くの生産者の方々に聞いても、やはり実際はもっと少ないよという感じで受け止めているようです。

その中で、行政報告の中で、農林水産業の振興の中、岩手県オリジナル米銀河のしずくを当町でも栽培試験を行ったということでもあります。これをですね、農家の所得向上、食の安全につなげ、ひいてはブランド米にしたいんだという行政報告でありました。

一方の、銀河のしずくと同じように岩手県でデビューした金色の風、これは当町では指定されておられませんので幾ら希望しても栽培できないというところもあります。ですので、このオリジナル米は、この銀河のしずくしかつけれないわけですが、銀河のしずくを栽培するに当たって、条件があるやに聞いております。例えば、地区面積のおおむね平均以上の農家であること、あるいはこの米の乾燥については農協の施設、まだ量が確保していないから自分で乾燥・調製をしなければいけないというような、ま

ず当分の間は制約されてきます。ですので、このブランド米を推進するというような文言が書かれています、やっぱりこれは少し、私、心配しているんです。本当にこういう表現でよかったのかなど。なかなかですね、手をつけるにはまだまだハードルが高いんじゃないかなと思っています。平均面積以上の方、そしてまた自分で収穫・調製をしなければいけないという、まずところがあります。

ちなみにカントリーの利用料、利用なんですけど、大槌でも結構農協施設であるんですが、利用度が高まっています。昨年度を見ますと約50名近い方々が使っています。

当町の、まずもうなじみになりました酒米の吟ぎんが、そしてまた主食用米のひとめぼれとかあきたこまちなんかがあるわけですが、この銀河のしずくのオリジナル米に向けて、その対象農家が一体どの程度になるか押さえているのかなっていうところをお聞きしたいんです。

ということは、平均以上という、おおむね平均以上という条件があるようですので、そこら辺いかがでしょう。今お持ちですか。持っていないようですので、じゃあ進めます。持っていないということで、後で教えてもらいたいんですが、いずれこの銀河のしずくを推進するには、今言うようにちょっと高いハードルがあるということで心配していますが、その推進の仕方をですね、どういうふうに持っていきのかなというところを担当課長にお尋ねしたいと思うんですけど。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ただいまの御質問にありましたとおり、銀河のしずくに関しましては、本年農家1名の方が試験的に作付をしております、できといたしましては、8月の水稲期までは良好だったんですが、秋の台風等で日照時間あるいは温度等の影響で、やや良の域でありました。食味等の成分検査におきましては、一応基準をクリアしたというところです。

また作付された農家の方の実際意見といいますか、感想を聞いたところ、やはり茎等が太くてですね、風水害に関してはかなり倒伏もなく、大槌での作付は適ではないかというふうな意見もいただいております。

全県を挙げてのブランド米ということでありますし、当然それに係る市場の買い取り価格も現状としては高い状況で推移しておりますので、水稲農家の収益の向上のためには、町としてもこれから進めていかなければならないなというふうに思っております。

ただ一方で、品種が限定をされておりますので、一般のほかの品目の作付と混在する

ことは一切避けるというのが条件でありまして、そのハードルの中の一つとすれば、田植えをする前段でイネ科の植物を1回除草するための農薬を1回水田に散布をしなければならぬ、あるいは収穫した際にコンバインの中に残っているもみ殻を一切除去した上で使い回しをしなければならぬというくらい、作業に係る手間というのが相当なものになると思います。

今後、作付希望が、今取りまとめている状況ではありますが、ある一定の作付の件数あるいは面積が到達された際には、その専用の機械あるいは耕地ついでというのを絞り込んで、効率化を図っていく、作業効率を高めて省力化を進めていく必要が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

そういった中では、今行っております農産物生産振興事業等の補助の制度の中で、その他農業機械の導入に関する補助制度も今後ありやもしれませんので、そういったものを積極的に活用し、地域あるいはその営農集団等を構築していきながら、そういった対応を進めていかなければならぬなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

今その答弁の中で、町単の生産振興補助金の部分に触れられましたが、これは本当に当局の計らいで450万の町単の予算が計上されております。しかしながら、28年度の決算ではかなりの金額を不用額に残したと、208万しか執行されなかったということで、半分以上が不用額になっております。

この原因は一体どこにあるんだろうかっていうところを、まず今年度の推進に当たっては、昨年の反省点を踏まえた中で、450万の執行率が高まるのが直接農家の所得に結びつくことが考えられますので、ぜひ昨年の反省を踏まえた中で、今年度、あと4カ月あるわけでございますが、取り組んでいただきたいと思うんですが、そのことについて担当課はどのように考えておりますか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

ただいま質問のありました農産物生産振興事業につきましては、農業者の団体あるいは農家の方が農業生産活動を行う生産活動を支援して、大槌町の農業の振興を図るというのを目的としまして、平成26年度から進めてきておるものでございます。

具体的には、ピーマンやアスパラガスの園芸作物等の種苗の購入に関する助成であり

ますとか、あと栽培用ハウスの助成、そしてあと新たに自発的に提案した新たな特産品開発等に関する補助金等、メニューをかなり多く設けております。これらの種苗等の助成の種類に関しましては、農協さんのほうと話をし、農協さんの集荷の関連もありますけれども、比較的収益性、収量のとれるものを話し合っ決めております。

ただ、今御質問がありましたとおり、28年度の実績におきましては、208万8,000円と予算額の約半分、今年度におきましても3件の実績にとどまっております。

これは利用が低迷している要因の一つとしては、やはり新規就農者であるとか認定農業者の方の利用があるんですが、その他の兼業農家の方等の利用が見込まれていないというところが大きいところであります。

やはりその系統出荷等の部分との兼ね合いもございますし、あと制度の周知の不足というところも要因ではなかろうかと反省をしているところであり、現在はホームページ等での周知の方法でありますとか、あと営農センター窓口で営農相談等、農家の方がこられた場合には、都度窓口対応しているというところでフォローしているところです。

今後におきましては、やはり生産調整等の制度が終わる背景もございますので、近年の作物等の収益状況等を勘案しながら、種苗助成の品目の修正であるとか、あと助成の限度額の改正等、今後農協のほうと協議を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひ今年度につきましては、不用額が余りないような推進の仕方に努めていただきたいと思います。

きょうの新聞によれば、来年度のお米の作付の面積が表示されました。当町においては、去年より少しアップしました。全体で464トン、面積に置きかえますと96ヘクタールという数字になっております。

一方で、今まで生産調整に協力された農家が国から交付されていた10アール当たり7,500円が来年度からなくなります。これは農家にとっては本当に少額ではありますが、とても貴重な収入源、米農家にとってはとても貴重な収入源だったと思います。

国ではその分を代替の策としてカバーすると言っていますが、果たしてその代替策が当町にあったものになるのか、ならないのかという不安があるわけですね。農水省のほうも大きな事業を挙げていますが、当町においては取り組めないものがほとんどである。ですので、町単の450万の補助をつくっていただいて、それでカバーしてきたとい

う現実がありますので、ぜひそこら辺もですね、7,500円がなくなりますので、ぜひそこら辺は450万を合わせた中で、農家のほうにはフォローしていただきたいという要請をしたいと思います。

そこで、電気牧柵の関係でございますが、当局の担当課の推進のおかげで、かなりのものが大槌町に入っております。農家の方々もそれを設置することによって、シカの食害から逃れているということがあります。

ただ、どの程度のものがまだ不足しているのか、そしてまた電気牧柵、今水田で主に使われていますが、例えば畑作の部分ではどうなんだろうかというようなところも気になるわけでございます。今日の普及の状況、そしてまた今後に向けた電気牧柵等の課題はどのようなものがあるのかというところを、担当課長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

シカあるいはクマ等の食害の被害というのは、農家の皆さんにとってはすごく生活に大きなダメージを与えるくらいの問題でありまして、特にも近年におきましては、シカの食害というのが市街地、町方のほうにもかなり大きく広がっているという実態がございます。

有害鳥獣の駆除ということでの取り組みもさることながら、防止策としましては、東梅議員の御質問にありましており電気牧柵の貸与等を進めております。平成22年からの電気柵の施設貸与の状況といたしましては、今年度の80台の分を含めて約250台の貸与になっております。

今年度の貸与に関しましては、ことしの2月に各農家さんを回って需要とか要望調査を行い、今の時期になってしまいましたが一応80台導入しまして、今各地区、特に被害の大きかった地区を重点的に、優先的に配付をしているところであります。

現在この電気牧柵の対応に関しましては、対象においては水田あるいは畑、耕作地に限られるわけではありますが、例えばキノコ等の特用林産にあつては、林の中にほだ場を置くというふうな状況もありますので、そこも今後はやはり耕作地、要は生産拠点だというふうな位置づけの中で、牧柵等の何かしらの手だてを講じていかなければならないなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ぜひ水稲のみならず畑作、そしてまたシイタケのほうにもですね、今後ますます設置するような取り組みをしていただきたいと思います。

シイタケの話が出ましたので、関連した中でお聞きしますが、この間シイタケ生産農家とお話したときに、シイタケ農家もこの放射能問題がクリアして、原発の放射能問題がクリアして、植菌が始まりました。ただそのやさき、例えば今年の台風10号によって、菌を植える木の切り出しができないところも出てきております。道路が、要するに壊れたんですね。

ですので、その部分も手当てをしなければいけないのかなと思うんですが、ただ聞くところによると、町の管轄じゃないよと。国、営林署管轄ですか、そういう話でなかなか営林署も対応に苦慮してるという話があるわけですが、やはり営林署、林野庁もシイタケ栽培に関しましては力強く応援しておりますので、事情を言うのであれば、やはり災害復旧もちょっと進み具合が早く、道路の災害復旧もある意味進み具合が早まるのではないかなという思いも持っておりますが、そのことについて、町の管轄外ということではあります、持っている情報があるのであれば、お知らせしていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の特用林産、特にそのシイタケの林間栽培等に関しまして、それらの管理、あるいはほだ木の搬出に関する俗に言う道路、林道が主になると思いますが、その中で国のほうの管轄がありますのが1件、折合地区になります。その先のほうに2人の農家の方が、ほだ場でシイタケを栽培しているという状況であります。

それらの復旧に関しては、国有林でありますので、中部森林管理局のほうで災害復旧等の工事の進捗を進めているところです。

今の状況の中で、その工事の進捗あるいは発注状況のほうを確認したところ、ことし3回公告を行ったんですが、工事入札に応諾する業者がいなかったということで、年内の入札はこれで閉じると。翌年1月に再度公告をして、引き続き早期復旧に向けた形で進めていくというふうな連絡とか報告を受けております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 国のことでありますので、なかなか町で対応するのも難しい面があるとは重々承知していますが、ぜひそのこともですね、その営林署の関係者の方々に

力強く要請をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そろそろ質問は終わりますが、この応急仮設住宅の用地の関係の中で、来年、もしかしたら再来年には集約化が伴って地主に返されるということがあるんですが、私は耕作する農業者と周辺に住む方々、そしてまたあるいはその農地に原則復旧するということではありますが、もしかしたらそれを選択しない方々も出てくると思うんです。

ですので、そういう方々が、耕作する方々と共存しながらですね、地域で生活できるような、栽培できるような環境をつくっていかねばいけない。それにはやはり、行政の振興地域のあり方等を含めて、その両者が共存できるような仕組みをつくっていただきたい。そしてまた、仕組みづくりに大きく関与していただきたいというのが、この私の質問の大きな目的なんです。

ですので、共存できるような仕組みづくりというところで、お考えがあるのであれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

応急仮設住宅の土地のほとんど、ほとんどと言いますか、大槌町における部分っていうのは意外と民地の中でほとんどが農地であるというのは、大槌ならではといますか、ほかの自治体、被災自治体ではない特色であります。

この応急仮設住宅の建てられた農地につきましては、その時点でも利用実績が比較的低い、休まれている農地がほとんどだったと思います。

これを原形復旧という形で再び肥沃な土地、土を入れてですね、農地として復元した際に、果たして先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、農業者が少なくなっている中、あるいはその担い手、後継者の育成が喫緊の課題になっている中で、これの土地を有効に使えるか、あるいは使っていかなければならないというふうな誘導を、担当課としては取り組んでいかなければならないなというふうに考えております。

ただ、一方では、応急仮設住宅にお貸しいただいている地権者からは、今後農地として利用する見込みがない、どうしたらいいんだろうという相談も実際受けているのも実情であります。

そのためにも、農地保全の対応ということで、平成26年度から農地中間管理事業制度というのが創設されまして、農地の集約等進めて、あるいはその就農される方にそれをあっせんするという取り組みをしております。

今後そういった農地の集約化、あるいはそれを実際使っていただける農家の方にお貸しをするような橋渡しの役割というのを進めていきたいなというふうに考えておりますが、また、今後復興事業が終了した後に、特に土木建設業者さんのほうから、今後の事業展開の中で、農業のお話も相談を受けているところもあります。

そういった農地を持っている方と、あと実際農業をやりたい方の部分の橋渡しをさらに強めるために、アンテナを張りめぐらせて、有効な解決策、活用方法等を見出していきたいなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

残された田んぼなり畑で、農家の方々が周りに囲まれて、肩身が狭い思いをしながら、農業をしなければならないというような状況は、つくってはならないと思っておりますので、ぜひそのことにつきましても十分考慮した上で、2年後、3年後に臨んでいただきたいと思えます。

農業振興が農村の活性化につながり、そしてまたひいてはそれが町の活性化につながる。私、この農業問題を取り上げて、こういう大事な時期になんで農業問題をやるんだという思いで聞いている方もいるかと思いますが、やはりその部分が元気になるということも、やはりこの震災から復旧・復興する上では大事ではないのかなという思いで、この問題を取り上げましたので、そこら辺は御理解いただきたいなと思えます。

町長、就任から2年が経過しました。農業・農村を取り巻く環境、町長も職員時代から、そしてまた首長になってから見てきて、この2年間の中で、特に首長になって2年間の中で、課題等も見えてきていると思うんです。ですので、町長が今後どのようにこの農業・農村について、リーダーシップを発揮していくのかなという決意をお聞きして、私の再質問を終了したいと思えます。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大変ありがとうございます。

震災から7年目にあるわけですけれども、復興ということで、面整備がかなり進んでまいりました。やはり生活再建ということを第一にしながらも、やはりこの7年たちますと、やはりそれだけではいけないということ。そう思いながら思うところは、産業、なりわいの再生ということを強く……。それにつけてもやはり所得向上だろうと。そうでなければ、やはり地方創生にはならないんだろうなということ、強く意識している



ところであります。

面整備の部分については、ある程度の目安がつかえました。これからは、やはり町民所得を上げていくという取り組みが必要だろうと思います。

ですので、平成30年度はやはり創生っていうんですか、その部分を強く打ち出した予算を形成していきたいと思っておりますし、第9次になりますけども、計画を練る中では、やはり所得向上を第一にするということが、やはり私は大事なことではないかなと思います。特にもやはり農業・漁業も含めてですね、第1次産業をどうするかというのは、私はこれからやるべきことだろうと、こう強く感じております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時57分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。

議長のお許しがありましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まずその前に、議会の冒頭、総務部長より、前危機管理室長内金崎さん訃報のほうの報告がありましたけれども、実は私は内金崎さんとは高校時代は同じクラスでともに学び、部活でも同じ汗を流した旧友であります。けさがた朝早くそういう連絡が入りまして、非常にびっくりして、現在動揺しているところでありますけれども、この場ではしっかりと自分を見つめながら質問をさせていただきたいと思います。内金崎さんとは、立場の違いはあれ、町当局と議員という立場で是々非々で議論をしようという話をしていたところでありましたけれども、こういう結果になったことに対して非常に残念に思っています。この場をお借りいたしまして改めて哀悼の意を表したいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

一つ目に、復興計画において残された発展期に実施すべきことについてでございます。

平成29年も残すところあとわずかとなり、平成30年の3月を迎えるとあの東日本大震災から7年の年月を数えます。

当時は絶望に打ちひしがれながらも、何とかこの町を再生しようと多くの町民の参加

のもと、大槌町東日本大震災津波復興計画を策定し、復興に向けた取り組みを続けてきました。

当時は、失望感に襲われる一方で、前よりもいい町にしようという意気込みに支えられながら、町民それぞれが復興に携わってきました。しかしながら、多くの町民が期待していた面整備や宅地造成がおくれたことに代表されるように、当初の復興計画からは事業の大幅なおくれが生じました。

第3期実施計画の発展期もあと1年数カ月を残すのみとなった今、改めて大槌町東日本大震災津波復興計画を振り返り、平成30年末までの残された発展期を見据えながら、次のことについて伺います。

一つ目、防災集団移転事業、土地区画整理事業、県事業の防潮堤建設事業等において、当初、平成28年度までの再生期に宅地完成、防潮堤完成に代表される町の再生を終える予定だったものが、現時点での事業完了予定時期はいつになるかについて伺います。

二つ目に、再生期を終えた後の平成29年度から平成30年度までの発展期において、当初計画されていた発展期後の町の内容と、現時点での発展期後の町においてどのような差が生じているかについて伺います。また、残された1年数カ月の時間の中で、その差の解消はどこまで進むのかについて伺います。

次に、安渡保育所の存続についてでございます。

復興事業が進む中、被災した公共施設のうち、まだ普及していない施設の一つとして町立安渡保育所があります。

安渡保育所は、震災前から地域と一体となった活動を行っており、東日本大震災の際も、ふだんから地域とともに行っていた津波避難訓練どおり、地震後に速やかに避難実施ができ、1人の犠牲者も出さずに済んだ経緯があります。

また、大槌町職員の同席のもとで議論してきた復興協議会の各種会合においても、旧安渡小学校跡地に安渡保育所を再建する前提で、大槌町公民館安渡分館や避難ホールの設計を行い、本年1月からの供用開始に至ったところです。

このように、復興事業が進む中、今後の安渡保育所のあり方について伺います。

一つ目、12月7日の議会全員協議会で示された安渡保育所の廃止案について、その廃止理由を改めて伺います。

二つ目、防災面での安全性、地理的な育児環境、地場産業の雇用促進、地域の活力から見た安渡地区での保育所存続の必要性をどのように捉えているのか、当局の考えを伺

います。

よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、復興計画において残された発展期に実施すべきことについてお答えをいたします。

まず、防災集団移転事業、土地区画整理事業、県事業の防潮堤建設事業等についてですが、岩手県が平成29年11月7日に公表した社会資本の復旧・復興ロードマップによれば、防潮堤及び水門等の完了時期は平成31年度末とされております。

また、当町で実施しております面整備事業につきましては、地区ごとの進捗は異なるものの、防災集団移転促進事業は今年度末で赤浜地区の北側斜面団地を除く全ての団地の工事が完了し、当該団地についても、来年度末で工事が完了する予定であります。

区画整理事業についても、今年度末で安渡地区を除く3地区の工事が完了し、残る安渡地区についても来年度上半期で工事が完了する見込みであります。

今後においても、工事の進捗管理に努め、早期住宅再建へ向け鋭意取り組んでまいります。

次に、復興計画の発展期についてですが、第3期実施計画は、復興事業等の進捗状況を踏まえ策定したもので、事業のおくれや統廃合を反映させております。

特に、住宅再建にかかわる事業のおくれは、応急仮設住宅で一日も早い生活再建を待ち望んでいる町民の皆様が、不便な生活をさらに送らざるをえなくなることから、まことに申しわけなく思うところであります。

復興事業のおくれは、町民の皆様が思い描く住環境や地域のコミュニティ形成、にぎわいのあるまちづくりが形成される時期に影響するものと考えますが、各種事業を進める上では、進捗管理を適切に行いながら、一日も早い事業完了を目指してまいります。

平成30年度までの復興期間で終了できない復興事業においては、その後の町の計画となる第9次大槌町総合計画に復興編として継続し、確実に復興事業をなし遂げるとともに、次の10年間で目指すべき将来像をお示しし、町のさらなる発展に努めてまいりたいと思います。

次に、安渡保育所存続についてお答えをいたします。

まず、安渡保育所の廃止理由であります。阿部俊作議員の御質問でもお答えしたと

おり、町では、平成18年度まで、町立6施設、私立4施設の10施設において乳幼児に対する保育サービスの提供を行ってまいりました。

この間、町立施設は、特に民間施設が立地しない地区における保育サービスの提供について、大きな役割を担ってきたところではありますが、急速に進む少子化に伴い乳幼児数が減少していく中で、必要な保育サービスの維持、充実を図る観点から、地域の方々の御意見も伺いながら、保育所再編計画に基づきこれまで5施設を閉所し、保育施設の再編を進めてきたところでもあります。

安渡保育所については、保育所再編計画において民間移管を図ることとしたところがありますが、東日本大震災津波以降、これまで被災した保育園等の再建、子育て支援環境の立て直しを優先に進める必要があることから、民間移管の方向性も踏まえながら、直営により仮施設において運営を続けてきたところでもあります。

今年度は保育士不足により、これまでどおりの保育を行うことが困難となったため、原則として新規募集は停止し、継続の在園児について保育を行っておりますが、来年度はさらに保育士の確保が困難となる見込みであり、運営の継続が難しい状況にあります。

さらに、震災後、乳幼児数が大幅に減少しており、限りある保育・教育資源を有効に活用し、持続可能な保育・教育環境の構築を図るため、保育所再編計画に定める民間移管の方向性についても見直しを図る必要が生じたところでもあります。

このような中、一部の民間幼稚園及び民間保育園が平成30年度から認定こども園に移行することに伴い、定員割れとなっている既存の幼稚園の枠の一部を保育に活用すること等により、新たな保育の枠を確保することが可能となったところでもあります。

これらの状況を踏まえ、安渡保育所については、今後の町の保育・教育サービスを効率的・効果的に充実・強化していく必要性や、現在の町の保育・教育施設環境の状況、保育士等の専門職不足の状況を総合的に考慮し、今年度末をもって廃止することとしたものであります。

次に、安渡地区での保育所存続の必要性に係る考え方についてであります。町といたしましては、乳幼児数が大幅に減少し、保育士の確保も難しい現状の中で、各地区ごとに保育施設を設置することは難しい状況にあると認識をしております。

今後は、既存の民間保育・教育事業者の協力を得ながら、町全体で、必要な子育て支援体制の確保、充実を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

また、安渡地区も含め、各地区の特色を生かした地場産業の雇用促進や、地域の活力

の創出につきましては、町の子育て支援環境のあり方とは別に地域のニーズをお聞きしながら、さまざまな方策を講じてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それでは答弁いただいた順に再質問をさせていただきます。

まず復興計画において残された発展期に実施すべきことについてということでございますけれども、前段は総論的な話になると思いますけれども、方向性の確認ということで御答弁のほうをお願いします。

まず、震災後に復興に向けて大槌町東日本大震災津波復興計画、これを策定いたしました。平成23年度から平成30年度までの8年間にわたる計画で、1期から3期まで定めております。

1期の復旧期については平成23年度からの3年間、大槌町がずたずたになった状態から、瓦れきを撤去して新たなまちづくりをしようという土台となる事業をする時期、まさに復旧する時期だと認識しています。

第2期については、再生期。瓦れきを撤去してクリーンフィールドができた後にインフラを整備して、住宅を再建して、各種公共事業等を再生していくという考え方の時期だったと思っています。

足元、今、平成29年度から2年間というのは、それを踏まえて発展期ということで、震災前の大槌に単に復旧するのではなくて、震災によって人口は減ったけれども、震災前よりもいい町にするんだと、住みやすいすばらしい町にするんだという意気込みで計画した発展期というものがあったと思います。

この平成30年度末をもってその復興をなし遂げる、大槌町東日本大震災の復旧計画においては30年度末をもってなし遂げるという計画であるというふうに認識しているんですけども、足元の状況変化はまず別としまして、当時のこういう考え方について、今私が申し述べたような認識でよろしかったのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） まさに佐々木議員が今述べられたとおり、復興計画につきましては基本計画が8年ございまして、復旧期、それから再生期、発展期といった3期にわけて実施計画のほうを定めております。

期間ごとの目的というのは、やはりその復旧期におきましては、やはり主に瓦れきの撤去であったりだとか、本当に基盤のほうの、不要になったものを除去したりだとか、

今後まちづくりをするために必要な、実施する事業という位置づけ、それから再生期につきましては、計画にもやはりあるとおり、住宅再建であったりだとか、なりわいについて、いろいろと町民の方々の御意見等をいただきながら事業を進めていくといった期間、それから発展期が、まさにつくって、住宅再建等を踏まえて、これからさらに町をよくするために、さまざまな事業を展開していった町を発展させていこうといった期間として捉えている期間であるというふうに認識しております。

○議長（小松則明君） 課長、佐々木慶一君の言っていることに間違いはないということですね。（「はい」という声あり）

佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ありがとうございます。認識としてはあっているということで、まずは確認させていただきました。

ところが、実績、実行状況を見てみると、皆さん当然おわかりのとおり、特に住宅再建に代表されるように、いろんな障害があって事業のおくれが生じています。

地権者の了解を得られないということが、大きな課題としてあったことが理由だというふうに認識しておりますけれども、例えば防集団地の移転事業については、当初、平成27年度には全て家も完成し終わるという計画だった。区画整理事業においても28年度には全て完成、防潮堤、河川水門等については県事業になりますけれども、これも27年度には全て完成っていうものが、住宅については29年度から30年度に延びている。水門についても31年度末ということで、大幅にずれ込んでおります。

例えば、冒頭言った再生期にやっておくべき住宅の再建という事業が、今まさに発展期にずれ込んでしまっているという状況があるんだと思います。

おくれた理由について、原因の追求だとか、責任の追求だとかいうのをこの場で申し述べるつもりはありません。なぜおくれたかっていうのは、この復興時期が終わって、改めて振り返って、町として整理する時期が来るんだと思います。

ここで私が申し述べたいのは、残された発展期において、次は平成30年度末までにどんなことをしなければいけないのかっていうこと、これからできること、やるべきことに視点を置いて考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

東日本大震災津波復興計画を踏まえて、四つの分野別計画というのがあったと思います。

空間整備の基盤があります。その空間整備の基盤をベースにして、社会生活基盤を見

直しましょう、教育文化の基盤を整備しましょう、経済産業の基盤を整備しましょうという方針があったと思いますけれども、まず空間基盤自体でもかなりおくれが生じているというふうに認識していきまして、中心市街地の住宅再建の促進というのは、例えば挙げられると思います。

見える化によって中心市街地の状況が見えてきた中で、空き地バンク等の新しい施策を打ち出しました。それから時間が大分たつわけですけれども、その空き地バンク制度の今の進捗状況と、これからの見込みってというのは、今時点でどうなっているのか。あるいはこの発展期内にどこまで進める意気込みなのかというところを、1点お伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 空き地バンクでございますが、空き地バンクの今の登録状況であるとか、契約件数、成約件数等については行政報告で町長から報告があったとおりであります。年内にですね、もう少し登録件数がふえる見込みとはなっておりまして、大体30件前後になると思っております。

今後の見込みにつきましては、あくまで利用促進というのをこれからどんどんやっていきまして、空き地の活用というのは進む……。最終的には空き地がゼロになることが望ましいわけでございますので、そういった形で利用促進を図れるよう、これからも広報であるとか、説明の機会を設けていきたいと考えているところであります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 当初、予算を組んだ段階の数字に対しては、どういう進捗になっておりますか。あるいは、その目標値に対する達成見込みっていう意味では、どういう感触を得ているのか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 具体的な数字の目標っていうのは、予算の数字はそれはそれであるわけですけれども、具体的にこの数字ということで目標値を明確に定めているものではありませんが、あくまで空白がなくなるというのを最終的な目標としまして、努力をしていきたいと考えています。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） なかなか件数的にも数百件のイメージで打ち出した計画だと思いますけれども、今時点、足元で数十件という状況ということで、もうちょっと拍車を

かけて促進していかなければならないんじゃないかなという認識を持っています。そこは強力に推進をお願いいたします。

それから、住宅もそうなんですけども、中心市街地の活性化という視点でもう一つ、町のにぎわいという点からも、商店の進出が思ったほど進んでいないかなという印象を持っています。

末広町地区を中心に数件再建しているところはありますけれども、例えば駅前周辺あたりの住民からよく聞く声としては、町を歩いていてもラーメン屋もないし飲み食いできる場所もないと、その辺の見込みはどうなっているんだっていう声をよく聞きます。

そういった意味で、商店街の呼び込み施策、先般も新たな補助制度を打ち出したりはしていますけれども、応募状況とか、進捗状況、今後の見込みについてありましたら御説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） さきの9月議会で予算を承認いただきました大槌町テナント施設整備補助金と大槌町なりわい支援補助金制度を創設しまして、11月から公募を開始しております。

テナント施設整備補助金につきましては、一度目の応募締め切りを今月末までとしておりまして、きょう時点でまだ応募はない状況ですけれども、飲食店と、あとサービス業の方々が入るような施設を整備するような公募を今している状況です。

なりわい支援補助金につきましては、一件既に申請がありまして、そちらのほうに補助金を交付することで進めておりまして、説明会も何度か開催しております。

あとホームページとかでも周知を図っておるんですけども、もっと町のにぎわいを出すために、本設再建に向けた支援、そういったところの制度周知を図っていきたくと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） かなり低い件数でびっくりしているんですけども、この補助制度——補助制度ではあるんですけども、まだハードルが高いんじゃないかなという気がします。

比較的小さい規模で経営している人たちにとっては、今の補助額で再建しようかというふうに踏み切るには、ちょっとハードルが高いような気がします。

その辺のところをもう一度見直して、補助の制度なり内容なりを見直して、もうちょ



っと復興しやすい、復旧しやすいような制度に見直す必要があるんじゃないかなと思いますけれども、そういう機会を設けるつもりは、予定はありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 先ほど空き地バンクの件もございましたが、当町の公有地の公売を11月後半に行いまして、16件中7件公売することができました。

これも活性化の一つ……。確かに今、空き地バンクのほうもやっておりますが、順次進めておりますが、公有地のほうも、結局町方の部分が活用されていくという状況が見えております。

それから、今のなりわい整備補助金につきましても、きのうも産業振興部と調整しながら、来年度の予算を見据えまして、事業者のヒアリング等を踏まえた上で、何か町の活性化をですね、町長の指示からも、先ほどの東梅康悦議員の町長の御回答にもあったように、町もですね、もう少し再生を図るような意味での予算を30年度で編成したいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そうですね、次まさに聞こうと思っていたところなんですけれども、住宅は再建してきた。インフラ整備がされて住宅は再建してきたんだけど、まさにその発展期にイメージしていた町というのは、まさに震災前よりもさらに発展する、いい町にするんだという前提として必要なのは、やっぱり町の財政面から見てもなりわいの場がおくれているんじゃないか、なりわいの場の進捗がかなりおくれているんじゃないかという印象を持っています。

先ほどの四つの分野の中の、例えば教育基盤等については、小中一貫校の完成であるとかふるさと科の創設によって、子供たちの大槌に対する愛情を育てるという環境は整ってきました。ですけれども、大槌への愛着を持っても、そこに住み続けるためのなりわいとしてのインフラが整っていないので、外に出ざるを得ないという状況が、これは震災前からずっとあったわけですけども、そこが一つ課題じゃないかなと思っています。

家を再建して終わりじゃなくて、大槌に居続けるために、大槌の財政を支えるためにという視点でもいいと思います。そういった意味で、なりわいの再生にこれから力を入れてくという町長のきのうからの発言もありましたけれども、30年度の予算に織り込んでいくという今発言がありました。

具体的にどのくらいの規模で、最終的にどういった規模の雇用を目指しているのかと

いう、何か具体的な数字がありましたら教えていただきたいんですけども。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 具体的にという話なんです、今予算の中で詰めているという状況でございますので、そこまでお答えできないかなというところでございます。

我々も中心市街地を含めて、まず人を誘導して、あとは店舗なりそういったものを誘導して中心市街地をつくろうと、それからなりわいを再生して経済を活性化させようというふうな考えでやってきておりますので、それに向けた形で、今の予算編成の中で我々も詰めていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） いろいろやるべきことはたくさんあるんだと思いますけれども、きのうの発言からあったように、ちょっと時期としては、おそくなったのかもしれないけれども、仕事の間をつくる、ただ単にそれも人数の確保っていうだけじゃなくて、生計を賄えるだけの人が勤められる事業なり企業なり、そういったなりわいの場が必要なんだろうと思っています。

水産加工を中心にしてパート的な事業というのは割と多いのかなと認識はしていますが、そういった一家のあるじとして大槌に住み続けて、大槌で生計を立てようという前提での仕事っていうのは、まだ足りないように思いますので、その辺のところに力を入れていていただきたいというふうに考えています。

改めてもう一度町長の意気込みをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

何点かお話をさせていただければ、まず先ほど佐々木議員、お話のあった教育についてですけども、決して子供たちが一生懸命やっている大槌型教育は、ここに残っていただくためにやっているわけではありません。子供たちが生きがいをもって、自分の学びというものを確保して、自分が思うところに行けるようなそういうための教育ですので、ここに残ってですね、ここで働けということでは全くないということは、御理解をいただきたいと思います。

また、人口減少、人手不足というのは、大槌町だけではございません。どちらかという、確保するために奪い合う状況に今あるんじゃないかなと思います。どこにおいても人手不足が甚だしくて、求人倍率が2倍を超すところもございます。そういう中にあ

って、ここで働くという部分は、物すごくやはり人を集めていくのは大変だろうと思います。

どちらかという、働く場所については、何かですね、効率的なもの、機械を入れたりロボットを入れたりというそういうことですね、そこに対するその総生産っていうんですか、それを挙げてですね、そしてそれが所得に反映していくっていうことがすごく大事なことではないかなと思います。

とにかく雇用の場を確保するという事は確かにあるんですが、各自治体が一生懸命人を集めようと努力をしている中で、地域間競争の中でどう勝っていくかという部分もあるんでしょうけれども、とにかく時代の変化に即応しながら、やはり地域の経済を高めていくということが必要ではないかなと思います。

特に、目指すところは、やはり第一次産業であろうと思います。

付加価値を求めてそれに向かっていくという姿勢は、やはり専門家の方々も含めて、ぜひ総生産も含めて分配をして、所得が上がっていくという状況をこれからつくってまいりたいと思います。

とにかく面整備、そしてコミュニティーというような形で進めてまいりました。ある程度の方向性は見えつつも、やはり大事にしなければならないのは、産業、なりわいの再生、これを第一にしながら、町民所得が上がるということをしっかり取り組んでまいりたいと強く感じております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 力強い発言、ありがとうございました。

冒頭、冒頭といいますか、先ほどのやっぱり私の質問の仕方が、あるいは解釈の仕方が悪かったんですけども、やっぱりふるさと科は今町長から答弁あったように、大槌に残るためのものじゃなくて、大槌を知り、大槌を愛し、自分の生きる力を育てるためのものであって、その延長線上で大槌に居続けたいと思う人がいたら、そういう人もふやしていければなっていうことなんだろうと思います。そこはちょっと言葉足らずでした。

こういった発展期において、これから仕事の間をつくることも大事だと思いますし、さらに大きな被災地であった大槌のもう一つのやるべきこととして、東日本大震災、大きな震災を経験した我々としては、そういった悲劇を繰り返さないための取り組みもあわせて必要なだろうなと思います。

昨日の町長の答弁の中でも、震災の記憶の風化に対しては、例えば鎮魂の森に代表されるように、忘れない、語っていく、学んでいく、備えるという強い意思表示をいただきました。

記憶の風化対応としては、生きた証のプロジェクトであるとか、小山室長のもとにつくられた震災検証、あるいは今建設中の御社地の展示コーナー等を通して、さらには地域復興協議会単位で各地に慰霊の施設を設けるという予算もついていると思います。

そういった震災の記憶を伝承するための取り組みというのは、大槌として、そういった記憶を風化させない、今風化がかなり問題視されてますけれども、風化させないという防災の文化をつくり上げる取り組みなんだろうなと思います。

町内の住民に主を置くものではありませんけれども、そういった取り組み、文化の創出というのは、町内外に情報発信できる取り組みにもなると思いますので、この面でも最大限の取り組みをしていただきたいと思いますけれども、町長の意気込みを改めてお伺いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 議員からお話あったとおり、やはり忘れない、語る、そして備え、そして学ぶという視点ですね、これからの防災に対する情報発信をしていければなと思います。

これは決して、行政だけではないので、地域住民の方々が、それぞれやはりあの当時のことをさまざまな形で伝えていくことがすごく大事なことはないかなと思いますので、これはずっと続けなきゃならないと思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ありがとうございます。どうせやるんだったら、ほかにも誇れるような取り組みにしていきたいなというふうに思っています。

今までいろんな防災に関する取り組みをやってきましたので、それを組み合わせ方によって、アピールの仕方が大分違ってくると思いますので、町の魅力の一つとして、そういった取り組みもできるんだらうなと思っています。

続きまして、安渡保育所についてですけれども、先般からいろいろ説明を受けていましたけれども、改めて乳幼児数と施設、保育園とか幼稚園とかあると思いますけれども、乳幼児数と施設の数という面から見た廃止の必要性について、改めて御説明いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 現在の乳幼児数と施設の状況ということでございますけれども、現在の乳幼児数は、平成21年度の保育所再編計画策定時に比べましても、100人以上減少してございます。これは単純に計算いたしますと、保育所2ヶ所分に近い乳幼児数が減少したということでございます。

子供の数をふやす対策は講じてまいりますが、再編計画策定時とは状況が変わっていることは事実でございます。

また保育士不足についても、公立としての運営の継続が困難な状況にあるというふうを考えてございます。

現在、町が置かれております乳幼児数の減少、保育士不足といった現状の中で、将来にわたって持続可能な保育環境を構築するためには、まずは町全体として必要な定員の確保に努める必要があると考えているところでございまして、現在、町内の保育園、安渡保育所も含めると5カ所になってございますが、来年度、現在幼稚園として運営しておりますみどり幼稚園が認定こども園に移行することで進められてございます。

保育の枠につきましても、現在の定数、実質的な定数といたしまして256人と考えておりますが、それからおよそ30人程度増加した282人の定員を確保できる見込みとなっております。

そのことから、安渡保育所については、今回閉所をするというような判断をしたところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 震災を機に100人規模の大幅な減少は確かにあったわけですが、足元、乳幼児数は、これは減っているわけではないですね。横ばいもしくは微増ということだと思えるわけですが、将来的に今の人数のままでいくとはとても思えないですね。

例えば、どうでしょうか。平成25年、今手元に乳幼児数のデータ、グラフ等であると思えますけれども、例えば平成25年生まれの子供の数を見ますと75人になっていると思えますけれども、この年に生まれた子供たちの、この年代の子供たちが1年ごとに人数がどう推移しているのか、ちょっとお知らせください。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） ただいま議員御指摘のございました平成25年度においてゼロ

歳であったお子さんは75人いらっしゃいます。

その後、これは社会増減、要は転入あるいは転出という部分がございますので、若干動きがございます。平成26年度、1年後の1歳のお子様は83人、それから27年度、2年後の2歳のお子様は91人、28年度であれば95人というふうに若干の人数の増減がございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 例えばそういうことなんだろうと思います。

新たに生まれてくる子供の数というのは、ここ数年は75人前後で横ばいで推移していると思うんですけども、町が復興していく中で、少しずつ大槌町に戻ってきている人がいるのかなど。社会増だとまさに思いますけれども、まだ過渡期であって、今の人数でそのまま推移するわけではないんじゃないかなど。

これからも、子供としては外からの流入もあるだろうし、復興が進んで自分の住宅を持つようになって生活が安定してきた、そこでゆとりが生まれることによってふえる要素っていうのもかなり大きいと思います。

そういった要素も踏まえて、震災後は確かに人口が大きく減りましたがけれども、これからはふえていく可能性が非常に大きいんだということも視野に置きながら、この保育所のあるべき数なり形なりというのを考えていくべきじゃないかなどと思います。

そのときに、総数だけで見ますと、確かに受け皿に対してそこに入れたい子供たちの数っていうのは十分足りていると思うんですけども、総数議論だけじゃないと思うんですよ。

やっぱり保育所となると、できるだけ細かくそれぞれの地域にあったほうが、それは住民にとっては非常にありがたい話なので、そういった配置を考えてもらいたい。けれども、例えば民営化でやろうと思うと、そういったところに手が届かない。今まさに安渡・赤浜地区っていうのは、安渡の公立の保育園がなくなると空白地帯になると思います。桜木町地区なりほかの地域には、それぞれ保育所あるいは幼稚園施設はあるんですけども、安渡地区については、人口の割には保育所がなくなると。

今の人口はよくわかりませんが、震災前ですと安渡・赤浜地区で、大体3,000人近い人がいたと思います。当時の1万5,000人の人口に対して3,000人の人口があったところに一つの保育所があったと。3,000人と言いますと、人口の約20%の人口のあるところに保育所っていうのはあってしかるべきなんだろうなと。

ただ、そこが私立化となると、なかなか事業として成り立つ、成り立たないの話を、できにくいところはあると思いますけれども、そういった必要性のあるところにそういった施設を設けるっていうのは、まさに公設であればできることなんだろうなと思います。

例えば、乳幼児数が1人、2人しかいないようなところにも、不便だから公立の保育所を設けなさいということじゃなくて、震災前には多いときだと二十数人から30人以上の乳幼児施設が安渡保育所にはあったと思いますけれども、それに近い子供たちが、まさに大槌、安渡の地区には戻ってくるんだろうなと思います。

そういう視点で、公立としての住民の要望している、私立ではなかなか手の届かないところに、そういった行政サービスをするというのも、公共事業の一つの役割じゃないかなというふうに考えますけれども、そういう視点での見解はありますでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 先ほどの答弁の繰り返しになるかと思いますが、現在、町が置かれております乳幼児数の減少、あるいは保育士不足といった現状の中で、将来にわたって持続可能な保育環境を構築するためには、現状としては、町全体で必要な定員の確保に努める必要があるというふうに考えておきまして、地域ごとのニーズに応じた保育所の整備は、現在は難しい状況にあるものと考えております。

その上で、保育所再編計画策定前の乳幼児数の水準を回復し、保育の枠に不足を生じることとなった場合におきましては、地域の乳幼児数のバランス等も考慮し、改めて検討することとなるものと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 公立でなければなかなか難しいという事業の一つなんだろうと思います。そうした目で見たときに、大槌町で今回安渡保育所、公立の保育所としてなくした場合に、公立の幼稚園・保育所はゼロになってしまいます。例えば県内で、公立の幼稚園・保育所のない市町村というのはどれくらいにあるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） まず、保育園の状況について申し上げますけれども、現在、県内33市町村のうち公立のみの保育園が設置されている市町村は8町村ございます。一方、私立の保育所のみ設置されてございますのは4市町村でございます。

保育園、認定こども園、幼稚園、それぞれの設置状況をあわせてでございますが、県

の資料から集計した限りにおきましては、遠野市と野田村におきましては、保育園、認定こども園、幼稚園、いずれにおきましても私立の施設のみが設置されているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ちょっと今の説明を簡単に整理しますと、公立の幼稚園、保育園、認定こども園がないところは野田村と遠野市だけだと、2カ所だけだという説明だと思んですけども、例えば野田村に関しては人口が4,300人ほどしかいない、非常に小さな町なので、予想はある程度想定はできると思います。それほど小さな町なので財政的な圧迫があるので、公立の幼稚園、保育所として持続するのは難しいという理由でもしかしたらなくしたのかもしれない。

ただ、とは言いながら、もっと人口の小さいところでも公立の幼稚園、保育所っていうのは存続しているという実態も一方ではある。

野田村については人口が少ないからいいんですけども、例えば遠野市に関しては、今は公立の幼稚園、保育所はないっていうことですけども、実は遠野に関しては、昨年までは公立の幼稚園として3園あったはずですよ。これはやっぱり公立でなくしてその園をなくしたわけではなくて、私立に移管して、保育ニーズがあるのでその3園のうち保育園としては2園、民間のほうで受け入れたと。1園は幼稚園として民間で受け入れたと。

新施設として地域に保育環境としてはそのまま残っているということがありますので、遠野市はちょっとまた別の施策なので、保育所をなくするっていう視点とはまたちょっと違うんだろうなと思います。

そういった意味で、各市町村ともやっぱり自分の市町村で、公立でそういう保育環境を整えるっていう使命感を持っているのかどうか、大槌町が使命感を持っていないというわけじゃないです。大槌では民間に対するサービスで公の責務を果たしているっていうのは、先般の議論からもよくわかるんですけども、なかなかそういうところではサポートしきれない部分で、公立としてやっぱり存続すべき、もしくは公立でできなくても、その場に地域のニーズのあるところ、先ほど親御さんたちに視点を置いた、近くに保育できる環境があればいいっていう視点でお話ししたんですけども、それ以外に、昨日からの議論にもありましたとおり、地場産業、安渡地区においては水産加工場がどんどんできてまいりました。ところが、まだ安渡の人たち、赤浜の人たちも含めてなん



ですけれども、人がまだ戻り切っていない。戻ってきたあとは、恐らく地場で働きたいという人も出てくると思うんです。

今、保育のニーズが従業員にないにしても、要するに子供たちがいない人が働いているのかもしれませんが。とは言いながら、企業としては、今人を欲しがっている。そういった中でマッチングさせるために、子供のいる親御さんが安心して働けるように、地場にそういった安心して働ける保育環境があるっていうことは、企業の、何と申しますか、企業運営にも役に立ち、そのこと自体は大槌町の産業の活性化のために、基盤整備として必要なんじゃないかなというふうに考えています。

ですから、一面だけを見るんじゃなくて、まさにそういった見方での保育所の持ち方ってというのは、例えば私立ではなかなか難しい面であっても、公立であれば、町全体として見たときの産業の活性化であるとか、あるいは保育施設のない地域、ニーズはあるんだけど施設のないところへの保育施設の設置であるとか、あるいは地域の活性化であるとか、もっと言うと地場で働く親御さんたちにしてみれば、当初計画されていたのは、安渡小学校の跡地、高台の一角に保育所を設けたいという計画で進んでまいりました。

高台にあるっていうのは一つ大きな意味があって、低地にあると海の近くですので、地震津波の可能性はあるんだけど、そういったところでも安心して預けられる、そういう環境にあるというセールスポイントがあるとその企業にも来やすくなるし、大槌としても、産業として発展する一つの機会になるんじゃないかなと思っています。

そういったことができるのは、公立でのまずは再建するやり方なんだろうなと思っています。

そういった視点で、トータルで、ただ単に保育士が少ないとか、子供が少ないとか受け皿があるとかっていうことだけじゃなくて、多面的な見方で公立の保育所を存続するという見方があると思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 言われることはそのとおり理解はできます。そういった考え方も、当然あってしかるべきであるとは思いますが。

ただその中で、どうしてもやはり考えなきゃならないのは、どうやって将来にわたって子供たちのために維持していけるかという部分でございます。

どうしてもその地域ごとの配置することは、どうしてもその部分の人手不足の中で、

人がかかるという部分で難しい面もありますし、それから企業に対してですね、そういったセールスポイントということもそれは当然あり得る話です。それは戦略的なそういった部分もあるんですが、ただ現状を見るとですね、なかなか働き手とですね、保育世代とがマッチしていないのかなという部分はございます。

それから、保護者の方々に伺っても場所は別にこだわらないよと、どこであってもいいと、車で送っていますからどこでもいいからと、そういう話になります。そして、いずれ子供たちと、友達と離れることだけはやめてほしいと、そういうのが保護者の意向であって、場所はどこでもいいという話ですので、そういったことではないのかなというのを思います。

それからですね、そういった感じで全体的にということもありますが、現状を見ると、どうしても子供が減ったこともあって、7割に満たない充足率になるわけですね。

そうなったときに、公営で残したときに、民間のほうにそれが、経営がずっとやっていけるのかどうかということもございます。

そうなったときに、それは持続的にやっていけなかったらですね、子供たちのためにそれはならないということをお考え、やはり今回で決断すべきだなというふうには考えてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 場所にこだわらないっていう話があったんですけども、それを聞くタイミングとしてはごく最近だと思います。

ごく最近というのは、寺野地区にそういう保育所があったという状態で、そこに通わせている親御さんから恐らく聞いたんだろーと思いますけども、安渡の場所に保育所があったときにそういったヒアリングというのは、当然、震災前のことでもあるので余りやっていないと思いますけども、今の場所でのヒアリング結果だと思いますのでそういう結果になったと思いますけども、今後のことを考えて、くどいようですけども、地場に戻ってくる人が働きやすい環境っていう目から見ると、それはどこでもいい、距離が離れていても車があるからいいということでは必ずしもないんだろーなと思います。

そういった面で、ちょっと聞き方、聞くタイミング、聞く対象としては、必ずしも正しい回答になっていないんじゃないかなという感じがしています。

今回の問題について、公立でということを中心に強く出して私も発言してきましたけれども、最終的には震災前に議論したように、公立ではなくても、私立化という議論が

震災前にあったと思います。それがこども園化の話が出てきて、一時棚上げされたという形になったと思いますけど、空白地帯に保育施設として必要だ、あるいは産業促進のために必要だっていう視点では、もしかしたら必ずしも公立でなくてもいいかもしれないという視点から見ますと、例えば、公設民営っていう選択肢、考え方もあるのかなと思います。

そういった場合に、まず、施設の再建という見方をしますと、震災で公立の安渡保育所が被災してなくなったわけですが、これを再建するというのは、復興事業としてできる、今の時期となることができるのかどうか。その辺を確認したいと思います。

その後の経営ができるかどうかじゃなくて、保育所として、公設の保育所として再建することができるのかどうかということをお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 保育所の災害復旧事業につきましては、現在まだ終期については示されてございませんけれども、県に確認したところによりますと、来年度保育所の災害復旧での再建を計画されている市町村もあると聞いておりますので、現状のところは災害復旧での建設も可能と考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 建物として復旧することについては、何とかできそうだという答弁だったと思います。

そのあとで、今まで議論にあったように、そのあとの経営という見方をしますとかなり難しいということなんですけども、震災前に議論があったように、例えば民間で受け皿を探すとか、そういった動きは今までされていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 確かに保育所再編計画におきましては、民間移管という方向性が示されてございますけれども、その後、震災が発生をいたしまして、町といたしましては、被災した保育所の再建を図って、町全体での保育環境を整えるということを最優先にこれまで進めてきたところがございますので、受けてくれる民間団体を探すというところまでは、現在までしていないところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） この保育所の話っていうのは、ただ単に保育のニーズがある親御さんのために設置するっていうだけじゃなくて、先ほど来言っているように、産業面

の目から見ても、あるいは地域の住民の感情からしましても、震災後、地元小学校がなくなり、近くにあった夢ハウス、子供を一時預かるような場所もなくなり、この後さらに保育所も戻らないとなると、町の活性化っていう意味でも、かなり意気消沈するんじゃないかなという感じがしています。

震災後に、そういった子供の声がだんだんなくなっていく中で、地域は地域で何とかしてその地域ごとに、地域住民が活性化しよう、コミュニティーを活性化しよう、住みやすいまちをつくらうということで、非常にもがいています。

そういった中で、また安渡の地に子供の声がなくなるとなると、地域の活性化という意味で非常にマイナスになるんだろうなと思います。

震災後は、中心市街地から、復興の遅れもあって郊外に居住が分散する形になって、それぞれの地域でコミュニティーを構築するという取り組みが行われていると思います。そういった取り組みの一つなんだろうと思いますけれども、地域で何とか住みやすい町にしよう、安渡に、大槌に住んでよかったなというまちをつくらうとしている中で、やはり最後に保育所もなくなるっていうのは、地元にとっては非常に大きなダメージになります。そういった意味で、なかなか私立ではできないところに力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時10分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第2 報告第18号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第18号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第18号損害賠償額の専決処分の報告について説明いたします。

次ページの専決処分書をごらん願います。

損害賠償の相手方は、町外在住の個人。

損害賠償の額は、大槌町及び相手方の損害額を各自それぞれ負担、いわゆる自損自弁であります。

示談内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

損害賠償の原因ですが、平成29年5月23日午後2時45分ごろ、大槌町新町地内交差点において、右折のため待機中の公用車と前方から右折してきた大型ダンプが衝突したものであります。

専決処分日は平成29年11月7日であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今文章を読み違いではないのかと思うんですが、私のほうには新町というふうに聞こえたんですが、こっちの文書には大町となっているんですが、その部分、確認をお願いします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） すいません。大変失礼いたしました。

新町ではなく正しくは大町でございました。大変申しわけございませんでした。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この示談について、ちょっと説明してほしいところがあります。

まず、停車中のところにぶつかってきたということですが、それで過失割合は50、50という結果になっているようなんです。それから、優先道路の状況等はどうになっているかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

専決処分書にも記載のとおり、右折のため待機中のございまして、そこら辺がですね、待機中と停止中が、双方のですね、要は相手方との意見の相違が、主張が相入れなかったために、今回におきましてはその過失割合を50、50——50、50といたしますか、お互いの損害額をお互いが補填するという形のございまして、優先に関しましては、確かに私どものほうが一時停止で停止していたものと思われませんが、そこら辺がきちっと立証で

きなくて、相手方と意見が相入れなかったという部分でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 公用車の損害額がわかれば、発表できればお願いします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） あくまでも残存の車両価格でございますが、5万4,000円でございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。以上で、報告第18号を終わります。

○

日程第3 議案第80号 大槌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第80号大槌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第80号大槌町定住自立圏形成協定の締結に関する条例の制定について御説明申し上げます。

次ページの条例本文をごらん願います。

本条例案につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、定住自立圏構想推進要綱に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更または同協定の廃止を求める旨の通告は、議会の議決すべき事件とするものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第80号大槌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第81号 大槌町農業委員会委員等定数条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第81号大槌町農業委員会委員等定数条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 議案第81号大槌町農業委員会等定数条例の制定について、1ページをお開きください。

条例は、第1条のところで、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、大槌町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものです。

農業委員会の委員定数は7人とします。農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は6名とするものです。

施行期日は30年4月8日から施行するものです。

あわせて、大槌町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止につきましては、廃止するということとなります。

あと農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則関係では、その任期満了の日までの間に限りなお従前の例により在任する農業委員会の委員については、第2条、第3条の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の大槌町農業委員会の選挙による委員の定数条例の規定は、その効力を有するというものです。

大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を次のように、改正するものです。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。下村義則君。

○2番（下村義則君） ちょっと教えてください。農業委員会の委員というのは、農業を営んでいる人の中から選ばれるのですか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

農業委員会の委員の方に関しましては、農業に従事されている方であり、なおかつ今回の定数の過半数以上が認定農業者であることが条件になっております。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 現在は、農業を営んでいる以外の人で委員になっている人はいないということですね。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在の農業委員会につきましては独立の行政委員でありまして、公選制のもとでの選任ということで、団体の推薦、あるいは議会からの推薦によって構成されております。

団体の推進におきましては、農協のほうからの推薦でありますので農業従事者として考えますが、議会推薦におきましては、職業が農業でない場合も含まれているものというふうに思われます。

○議長（小松則明君） 討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第81号大槌町農業委員会委員等定数条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第82号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第82号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第82号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願います。

第1条の規定中、改正前第21条第2項第1号中の下線部分、100分の85、改正後100分の90と、改正前第2号中の下線部分100分の40を、改正後、下線部分100分の45とするものであります。

次ページ以降は、別表第1行政職給料表（第4条関係）の改正であります。

めくっていただきまして最後のページをお願いいたします。

第2条中の規定中、改正前、第21条第2項第1号中の下線部分100分の90を、改正後、下線部分100分の87.5と、改正前、第2号中の下線部分100分の45を、改正後、下線部分



100分の42.5とするものであります。

なお、附則についてであります。1、公布の日から施行いたし、ただし、第2条は、平成30年4月1日から施行、2、第1条の改正後の規定は平成29年12月1日から適用。

ただし、第1条別表第1は、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第82号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

日程第6 議案第83号 大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第83号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第83号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

次ページの新旧対照表をごらん願ひます。

改正前、第7条の表中下線部分37万5,000円及び42万4,000円を、改正後、表中下線部分37万6,000円及び42万5,000円とするものであります。

附則については、公布の日から施行いたしまして、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第83号大槌町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第84号 大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第7、議案第84号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長(齋藤正文君) 議案第84号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

別紙新旧対照表をごらん願います。

第6条につきまして審議会の庶務を復興局から総合政策部に変更するものでございます。

なお、本条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第84号大槌町総合開発審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第85号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第85号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 議案第85号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

別紙新旧対照表をごらん願います。

今回の改正につきましては、大槌町小枕地区集会所を新たに設置することに伴い、第2条において、集会所の名称及び位置を追加するものでございます。

また、施設の使用料であります別表第1につきましても、同様に柱書き部分に新たに設置する集会所を追加するものでございます。

このほか、大槌町花輪田地区集会所及び大槌町白澤寺野地区ふれあい集会所について、位置の記載が正確ではなかったことから、あわせて改正するものでございます。

なお、本条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第85号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第86号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第86号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは次ページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係の町営住宅等の名称に、御社地町営住宅を、所在地に大槌町末広町を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 確認の意味で、大槌町末広町ということで、番地はないということになるんですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今現在、町営住宅は番地までは所在地に記載してございません。全部です。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論を終結いたします。

これより、議案第86号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、本日の日程は終了いたしました。

あす15日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後1時40分